



令和2年9月29日発行

坂本支所だより

— 第181号 —

発行：八代市坂本支所

編集：坂本支所地域振興課(IP)TEL(8)45-2211

坂本町の人口(8月末現在)

()は前月比

世帯数	1,608 戸	(-36)
男性	1,456 人	(-27)
女性	1,730 人	(-52)
合計	3,186 人	(-79)

災害に便乗した悪質商法に注意！！～令和2年7月豪雨で被災された皆様へ～

大規模災害の後には、便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。

過去に起きた災害では、突然訪問してきた事業者「保険が使えるから無料で直せる。」といわれ、住宅の補修工事の契約を強引に迫られた等の被害が報告されています。

◎災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。

◎保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを、自身が加入している保険会社に確認しましょう。

◎家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。

◎不安を感じたら、早めに消費生活センター等にご相談ください。

おかしいと思ったら・・・心配なことがある場合は・・・

一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**

(局番なしの3桁番号)にご相談ください。



・ 行政機関の職員等を名乗り、義援金・寄付金をだまし取る詐欺にも注意してください。

・ 「災害情報サイト利用料の架空請求と思われるメール」や「訴訟をすると不安をあおる封書」等が届いても身に覚えがなければ連絡しないでください。

《問い合わせ》 八代市消費生活センター ☎33-4162

市民活動政策課 ☎33-4482

『災害サポート・レンタカー』～軽トラックを無料でお貸しします～

今回の水害で被災された方を対象に、片付けや災害ごみの搬出に活用いただけるように、日本カーシェアリング協会の協力で、車を無料で貸します。

<予約方法> **事前予約制** 受付時間：午前9時～午後5時 ※土日祝日も対応します。

<車種> 軽トラック

<期間> 10月31日(土)まで

(※実施期間中、1回2日以内で、何度でも借りることができます。)

<貸出し場所> 坂本支所 ※一灯苑横

《予約・問い合わせ》 総務振興係 ☎45-2211

「第34回坂本ふるさとまつり」の開催中止について

例年開催しております「坂本ふるさとまつり」は、新型コロナウイルス感染症について、参加・来場される皆様の安全安心の確保が困難であることと、7月豪雨により坂本町が被災し、ふるさとまつりが開催できる状態ではないため、坂本ふるさとまつり運営委員会において、やむなく中止することに決定しました。

《問い合わせ》 坂本ふるさとまつり運営委員会事務局(総務振興係内) ☎45-2211

坂本支所で配布しておりましたコンパネの配布は終了しました。

行政・法律合同相談会を開催します！

お困りごとを解決するために、行政相談委員・法律相談員に相談してみませんか？

相談は無料ですので、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

と き : 令和2年10月 9日(金)
令和2年10月23日(金)

時 間 : 午前10時～午後3時

場 所 : 坂本地域福祉センター 会議室

行政相談委員 : 森上 幸久 氏
熊本行政評価事務所職員

法律相談員 : 熊本県弁護士会会員

秘密は厳守されますので安心してご相談ください。



《問い合わせ》

市民サービス係 ☎ 45-2212

★★★市税等の納期について★★★

11月2日(月)納期限のものは

<input checked="" type="checkbox"/> 市県民税	3期
<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険税	7期
<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険料	7期
<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料	4期
<input checked="" type="checkbox"/> 簡易水道使用料10月分(9月使用分)	

です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



《問い合わせ》

市民サービス係 ☎ 45-2212

国勢調査2020が実施されています

10月1日を基準日として、5年に一度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」が行われています。通常は、9月中旬から国勢調査員各世帯に調査書類を届けていますが、坂本町については、調査期間が異なります。期間内の回答にご協力ください。

坂本町調査票配布・回収期間 10月12日(月)～10月31日(土)

※坂本町から町外へ避難されている方は、通常の調査期間(9月14日(月)～10月7日(水))になります。

※※国勢調査を装った不審な調査にご注意ください!!

- ・国勢調査では、金銭の要求、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号を聞くことはありません。
- ・国勢調査を装った不審な訪問者や電話などに注意してください。
- ・国勢調査員は写真付きの調査員証を携行していますので、不審に思ったら調査員証の提示を求めてください。



太田郷校区から坂本住民自治協議会へお見舞金が贈呈されました！

9月24日(木)、「明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会」より田川正治会長他1名、「太田郷校区町内会長協議会」より小笠原 亨会長他2名、東京警視庁OBの村上信竹さん(鶴喰出身)が坂本地域福祉センターを訪問され、坂本住民自治協議会谷口邦昭会長へお見舞金が手渡されました。

贈呈後にはお互いの活動等について意見交換され、一日も早く元気な坂本町に戻ってほしいと激励されました。

意見交換後に皆さんで記念撮影を行いました。



毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。